

福岡県公報

令和2年3月6日
第84号

目次

告示(第210号-第231号)

○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	1
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	3
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	6
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	7

○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	8
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	9
○二級建築士免許の取消し	(建築指導課)	12
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(建築指導課)	12
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	12
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	13
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	13
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	14

選挙管理委員会

○政治団体の平成30年分収支報告書の要旨の一部訂正	(市町村支援課)	14
---------------------------	----------	----

告示

福岡県告示第210号

保安林の指定をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年3月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊前市大字川内757、770の9、1129の56、1129の58、1178、1180の1、1238、3846の2、3846の4
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第211号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年3月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。
平成3年2月福岡県告示第264号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び筑前町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第212号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年3月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。
平成6年4月8日農林水産省告示第679号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年3月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	八女香春線	朝倉市杷木赤谷743番1先から 朝倉市杷木赤谷735番1先まで

福岡県告示第214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年3月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	八女春線	朝倉市杷木赤谷719番6先から 朝倉市杷木赤谷719番5先まで

福岡県告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	北川内 草野線	前	八女市上陽町下横山4647番2先から 八女市上陽町下横山4647番4先まで	9.0 ～ 20.0	32.3
			後	八女市上陽町下横山4647番2先から 八女市上陽町下横山4647番4先まで	9.9 ～ 32.2	32.3

福岡県告示第216号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成30年3月30日福岡県告示第314号久留米小郡都市計画道路事業3・4・19-11号東櫛原町本町線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定によ

り次のように告示する。

令和2年3月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
久留米市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
久留米小郡都市計画道路事業3・4・19-11号東櫛原町本町線
久留米小郡都市計画道路事業3・3・19-3号東櫛原町野伏間線
- 3 事業施行期間
平成24年8月10日から令和5年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成30年3月30日福岡県告示第314号の事業地に久留米市西町字金丸ノニ、久留米市梅満町字立石二を加え久留米市西町字金丸及び梅満町字立石を削る
 - (2) 使用の部分
平成30年3月30日福岡県告示第314号の事業地に久留米市西町字金丸ノニ、久留米市梅満町字立石二を加え久留米市西町字金丸及び梅満町字立石を削る

福岡県告示第217号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年3月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。
平成5年8月16日農林水産省告示第908号
- 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
変更しない。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第218号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年3月6日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所
朝倉市杷木赤谷字犬岳1888の4、1891の4、1892の4（以上3筆国有林）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和2年3月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	-----	---------------	---------------

八 女	県道	江 島 筑 後 線	前	筑後市大字若菜1627番1 先から 筑後市大字若菜1074番6 先まで	2.4 ～ 9.2	360.0
			後	筑後市大字若菜1627番1 先から 筑後市大字若菜1074番6 先まで	2.4 ～ 9.2	
			後	筑後市大字若菜1627番1 先から 筑後市大字若菜1074番6 先まで	5.9 ～ 28.5	452.4

福岡県告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和2年3月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	犀 川 豊 前 線	前	豊前市大字篠瀬433番4 先から 豊前市大字岩屋641番2 先まで	8.4 ～ 22.0	172.5
			前	豊前市大字篠瀬433番4 先から 豊前市大字岩屋641番2 先まで	6.5 ～ 26.0	
			後	豊前市大字篠瀬433番4 先から 豊前市大字岩屋641番2 先まで	8.4 ～ 22.0	172.5

福岡県告示第221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年3月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和2年3月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	犀川線 豊前線	豊前市大字篠瀬433番4先から 豊前市大字岩屋641番2先まで

福岡県告示第222号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年3月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和2年3月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	福土線 吉富線	築上郡上毛町大字宇野852番1先から 築上郡上毛町大字垂水1634番5先まで

福岡県告示第223号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧

に供する。

令和2年3月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	鬼木 三毛門 線	前	豊前市大字久路土1268番 2先から 豊前市大字久路土1241番 2先まで	5.7 ～ 6.5	42.0
			後	豊前市大字久路土1268番 2先から 豊前市大字久路土1241番 2先まで	9.6 ～ 11.3	

福岡県告示第224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和2年3月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	豊前 耶馬溪 線	前	豊前市大字下川底66番1 先から 豊前市大字下川底89番1 先まで	6.0 ～ 9.5	165.0
			後	豊前市大字下川底66番1 先から 豊前市大字下川底89番1 先まで	10.1 ～ 24.7	

福岡県告示第225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方	県道	直 方 宗 像 線	前	鞍手郡鞍手町大字永谷627番1先から 鞍手郡鞍手町大字永谷622番先まで	13.0 ～ 26.0	70.5
			後	鞍手郡鞍手町大字永谷627番1先から 鞍手郡鞍手町大字永谷622番1先まで	12.5 ～ 14.8	70.5

福岡県告示第226号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年3月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
直 方	直 方 宗 像 線	鞍手郡鞍手町大字永谷627番1先から 鞍手郡鞍手町大字永谷622番1先まで

福岡県告示第227号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域

を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県道	直 方 宗 像 線	前	宗像市吉留7番先から 宗像市吉留14番先まで	11.5 ～ 63.0	198.0
			後	宗像市吉留7番先から 宗像市吉留14番先まで	11.5 ～ 63.0	198.0

福岡県告示第228号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年3月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
北九州	直 方 宗 像 線	宗像市吉留7番先から 宗像市吉留14番先まで

福岡県告示第229号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものと

された場合を含む。)の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和2年3月6日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
嘉鞍居31	医療法人 梅谷 外科胃腸科医院	鞍手郡鞍手町大字中山2262 - 3	R 1・10・1	訪看・居管・ 予訪看・予居管
粕居274	増田崇信歯科ク リニック	糟屋郡志免町田富四丁目2 - 1	R 2・1・1	居管・予居管

福岡県告示第230号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和2年3月6日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
粕介歯39	増田崇信歯科クリニック	糟屋郡志免町田富四丁目2-1	R 1・12・31
大野介歯 130	御笠川デンタルクリニッ ク ヒカリ	大野城市御笠川二丁目15-2	R 1・12・31
柳介歯44	木村歯科医院	柳川市三橋町柳河584	R 1・12・28
田川介歯 131	赤村歯科診療所	田川郡赤村大字内田1204-3	R 1・12・31

京介薬38	ふれあい薬局	京都郡苅田町京町二丁目3-3	R 1・12・15
大居133	デイサービスセンターみ やべ	大牟田市大字宮部174-1	R 1・5・31
宰居52	さくら・介護ステーショ ンむさし	太宰府市朱雀二丁目1-34	R 2・1・31

福岡県告示第231号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和2年3月6日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
田介51	一本松病院	一本松すがかけ病 院	田川市大字夏吉142	H21・2・1

2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
飯居406	訪問看護ス テーション いづか	飯塚市鶴三緒1452-2	飯塚市菰田627-1	R 1・8・1
行介訪 3	あざみ訪問 看護ステー ション	行橋市大字大野井618 - 1	行橋市大字大野井640	R 1・12・30

北支25	ささぐり介 護プランサ ービス	糟屋郡篠栗町大字篠栗 5017	糟屋郡篠栗町大字金出 3553	H29・7・3
------	-----------------------	--------------------	--------------------	---------

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年3月6日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大牟田市沖田町465番1から465番4まで、466番1から466番4まで及び466番6並びにこれらの道路・水路等である国有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
大牟田市沖田町438番地
有限会社有働資源
代表取締役 有働 祐輔

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和2年3月6日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
大型汎用機用無停電電源装置賃貸借
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加することができない者
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）
- コ 営業概要表（様式第5号）
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
 - チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
 - ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
 - テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和2年3月25日（水曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年3月6日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

大型汎用機用無停電電源装置賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

令和2年10月1日から令和9年9月30日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）掲載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和2年4月15日（水曜日）現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA、A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2592

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和2年3月6日（金曜日）から令和2年4月14日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和2年4月15日（水曜日）午後5時45分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(2) 日時

令和2年4月16日（木曜日）午前10時30分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

(9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
A lease contract for an Uninterruptible Electric Power Supply System for a large Multi-Purpose Computer System
- (2) Time Limit of Tender
5:45 PM on April 15, 2020
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka
Prefectural Police Headquarters
7 - 7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812 - 8576 Japan
Tel 092 - 641 - 4141 (Ext.2592)

公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第2項の規定により、二級建築士の免許を取り消した者を次のとおり公告する。

令和2年3月6日

福岡県知事 小川 洋

処分年月日	氏名	登録番号	取消しの理由
令和2年2月25日	藤井 修	15046	死亡

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第6号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで建設業法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基

準及び標準処理期間の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部建築指導課に備え置きます。

令和2年3月6日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第37号）の制定に伴い、建設業法第8条が成年被後見人等に係る欠格条項の見直しを行ったことを踏まえ改正するものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第6号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 審査基準の施行日

令和2年2月20日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和2年3月6日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

福岡武道館外7施設電力供給

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日

令和2年2月12日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

九州電力株式会社福岡東営業所

(2) 住所

福岡市東区名島二丁目19番12号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）

44,206,124円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和元年12月20日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和2年3月6日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

糸島警察署外12施設電力供給

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

令和2年2月12日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

九州電力株式会社福岡東営業所

(2) 住所

福岡市東区名島二丁目19番12号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

43,403,921円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和元年12月20日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和2年3月6日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

東警察署外12施設電力供給

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

令和2年2月13日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

九州電力株式会社福岡東営業所

(2) 住所

福岡市東区名島二丁目19番12号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

66,919,937円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和元年12月20日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和2年3月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
中央警察署外11施設電力供給
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
令和2年2月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
九州電力株式会社福岡東営業所
 - (2) 住所
福岡市東区名島二丁目19番12号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
111,638,881円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和元年12月20日

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、調たかし後援会の会計責任者から修正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した政治団体の平成30年分収支報告書の要旨（令和元年11月福岡県選挙管理委員会告示第59号の一部を、次のとおり改める。

令和2年3月6日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

平成30年分収支報告書の要旨中、調たかし後援会の項を次のとおり改める。

241	調たかし後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の届出に係る公職の種類 報告年月日	調 崇史 指定市議福岡 31,03,06	
1	収入総額	958,256	
	前年繰越額	8,256	
	本年収入額	950,000	
2	支出総額	826,509	
3	本年収入の内訳		
	寄附	950,000	
	個人分	800,000	
	政治団体分	150,000	
4	支出の内訳		
	経常経費	571,639	
	人件費	259,200	
	光熱水費	23,269	
	備品・消耗品費	55,288	
	事務所費	233,882	
	政治活動費	254,870	
	組織活動費	180,800	
	機関紙誌の発行その他の事業費	66,990	
	宣伝事業費	66,990	
	その他の経費	7,080	
5	寄附の内訳		
	〔個人分〕		
	調 崇史	600,000	福岡市城南区
	調 福男	200,000	福岡市城南区
	〔政治団体分〕		
	自由民主党福岡県第2選挙区支部	100,000	福岡市中央区
	年間五万円以下のもの	50,000	